

# 芦屋市部活動ガイドライン

生徒1人ひとりが、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成、心身の成長とバランスの取れた学校生活を送ることが重要です。平成30年3月にスポーツ庁から、新たに「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成30年9月に兵庫県教育委員会から、「いきいき運動部活動(4訂版)」が示されたことを踏まえ、本市では望ましい部活動の在り方を示すため、「芦屋市部活動ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を作成し、その推進を図ります。また、中学校においては、ガイドラインに則り、関係団体等との連携の上、持続可能な部活動を目指して取り組むこととします。

## 1 部活動について

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意します。

### (1) 部活動の意義・目的・方向性

部活動は、学校教育活動の一環として、心身の成長の過程にある生徒が、自らの興味や関心等を深く追求し、学年や学級の枠を超えて、仲間と切磋琢磨する中で、楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を展開していくためにも必要な活動です。また、部活動を通して、技術や体力を向上させ、規範意識や社会性、自主性を高めることで、豊かな人間性を育むという人間形成に資するものです。

### (2) 部活動の方針の策定等

生徒の発達段階や体力等のレベルにあわせた多様なニーズに対応した練習計画の作成や、目指すチームの目標を生徒に示します。生徒がバランスのとれた生活がおくれるよう学業・生活面の指導に配慮します。

- ① 校長は毎年度、活動方針を策定し、学校通信やホームページ等への掲載による公表を行います。
- ② 顧問は、活動計画を生徒や保護者等の関係者に周知し、部活動運営に関して理解・協力を得ます。
- ③ 顧問は、活動計画(年間・月間)及び活動実績等を作成し、校長に提出します。
- ④ 校長は、活動計画(年間・月間)及び活動実績等を集約し、市教育委員会に提出します。

## 2 部活動を支える環境の整備

部活動では、生徒の授業や学級活動と違う一面を発見することができます。顧問(部活動支援員)、担任、養護教諭等が連携を図り、一人でなく複数の教職員で部活動を見守ることとします。

### (1) 学校全体での共通理解と学校のサポート体制

部活動は、学校教育の一環として、顧問(部活動支援員)に任せきりにならないよう、複数顧問制度など学校組織全体での運営や指導の目標・方針を作成します。

- ① 校長は部活動顧問の決定に当たっては、教員の他の校務分掌を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意し、学校全体での適切な指導・運営体制構築を図ることとします。適正な数の部活動を設置し、活動内容の把握に努め、適宜、指導・是正を行うとともに、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行います。
- ② 顧問間で意見交換を行い、指導内容や新しい指導方法など、情報共有を図ることも必要です。また、経験の浅い指導者に部活動の在り方や運営・指導方法等についてアドバイスをする機会として顧問会を活用します。
- ③ 校長は、学校の実態に合わせて、部活動支援員や部活動技術指導者の登用を芦屋市教育委員会に依頼します。

### (2) 保護者及び地域等への周知・連携

- ① 生徒の多様なニーズを把握し、活動内容や実施形態の工夫、複数校による合同実施、地域の指導者の活用、スポーツクラブ 21 ひょうご等の地域の関係団体等との交流などを図り、学校・家庭・地域の連携も必要です。
- ② 活動方針等をホームページ等で公開して保護者や地域等に周知します。

## 3 望ましい指導の在り方

勝利至上主義的な考えから「休養日」もほとんどなく長時間にわたる活動を生徒に強制することは、バランスのとれた生活やスポーツ障害を予防する観点からも改善を図る必要があります。

「休業日」となる土曜日及び日曜日は、家族とのふれあいやボランティア活動、地域活動などへの参加を促すとともに、心身をリフレッシュさせるためにも「休養日」とすることが望まれます。やむを得ず部活動を実施する場合にも、学校週5日制の趣旨を十分に踏まえ、部活動のみに終始する一日とにならないようにするなど、配慮が必要です。

## (1)活動時間の設定

- ① 平日の活動時間は、1日2時間程度。ただし、下校時間は厳守する。
- ② 学校の休業日における活動時間は3時間程度とする。
- ③ いずれの場合も、準備・片付けを含まない。

## (2)適切な休養日等の設定

週当たり2日以上以上の休養日を設定します。(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)

※ ただし、中体連主催の公式戦(総体・新人大会)及び、公式戦・コンクール等直前の練習等やむを得ない事情により、上記休養日の設定が行えない場合に限り、学校長の判断の下、活動日を設定することができます。その際の休養日については、活動日設定週の期間の前後4週間以内で、休養日を速やかに設定することを基本とします。また、公式戦等が連続するなど、特別な事情により前述4週間以内に休養日の設定ができない場合に限り、それぞれの活動日の設定期間直後の翌週から16週以内のできるだけ早い時期に、休養日を設定します。なお、これらのいずれの場合にあっても週当たりの活動時間は、16時間程度を超えないこととします。

※ 定期考査中や長期休業中などを利用し、ある程度の長期オフシーズンを確保することとします。

## (3) 学校単位で参加する大会等の見直し

学校単位で参加する大会や合宿等については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担とならないことを考慮して参加することとします。

## (4) 指導方法

部活動顧問は、当該競技等の経験の有無に関わらず、効果的な指導法の研修会等に積極的に参加するなど、指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力向上に努めます。

- ① 生徒の自主性、個性を尊重した指導
- ② 対話を重視した指導

## (5) 体罰・不祥事等の防止

社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の3点から認め難い練習や、限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すような練習を強制的にさせることは体罰です。

- ① 体罰の根絶とハラスメント等の防止を徹底する。
- ② 生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)に努める。

## (6) 安全管理と事故防止

- ① 活動場所における施設・設備の定期点検や活動における安全対策等
- ② 熱中症対策について

「環境省熱中症予防情報サイト」(<http://www.wbgt.env.go.jp/>)を参考に、部活動実施の有無について検討するとともに、実施する場合においては次の項目を遵守し、部活動中の熱中症事故防止の徹底に努めます。

- 環境省が示す「熱中症予防運動指数(WBGT)」を参考にする。
- 顧問等が不在の場合は、練習を行わない。
- 活動する環境条件に応じて練習時間や内容の見直しを行う。
- 常に健康観察を行い、生徒の健康管理に注意し、体調の悪い者には無理に活動をさせない。
- 「強制的な水分補給」と「個人の判断による水分補給」を併用し、適宜、水分補給を行わせる。(併せて適切な塩分補給に留意すること)また、こまめに休憩時間を設ける。
- 体調が悪くなった場合は、我慢せず顧問に申し出させる。安全を最優先し、絶対に無理をさせない。
- 「睡眠をしっかりとること」や「朝食を摂ること」などの指導を徹底する。

### ③ 重大事故の対処

日頃から、一次救急医療機関の連絡先が記載された危機管理マニュアル(フロー図)を職員室や体育館などの教職員がすぐに確認できる場所に掲示する。また、心肺蘇生法、AED使用などの応急処置についても、全ての教職員が熟知し、特に部活動顧問については、確実に実践する。

## (7)校外での活動

練習試合や大会・コンクールへの参加など校外で活動する場合は、実施日や場所、引率方法など必ず事前に校長の承認を得る必要があります。移動については、公的公共機関(貸切バス・タクシーを含む)を利用します。集合及び解散場所は芦屋市内を原則とし、顧問教員又は部活動支援員の引率を厳守とします。交通費を徴収する場合は、収支決算を明らかにし、定期的に保護者に報告します。

移動で、教員の自家用車や保護者の自家用車で生徒の送迎は厳禁です。